



罰則規定について

納税時期の遅れや、違反に対する主な罰則の規定は以下の通りです

項目	納税日の遅れ
法人税 年次決済報告書（書式 P.N.D. 50） 半期決済報告書（書式 P.N.D. 51）	罰金：2,000 バーツ 利子：1.5% / 月
源泉徴収税 月次個人所得申告（書式 P.N.D. 1） 月次個人所得申告（書式 P.N.D. 3） 月次法人所得申告（書式 P.N.D. 53） 月次法人所得申告（書式 P.N.D. 54）	罰金：100 - 200 バーツ 利子：1.5% / 月
付加価値税（VAT） 月次報告（書式 P.N.D. 30） 月次報告（書式 P.N.D. 36）	罰金：2 % 利子：1.5% / 月
個人所得確定申告 月次報告（書式 P.N.D. 91）	罰金：100 - 200 バーツ 利子：1.5% / 月
社会保険 月次社会保険申告（書式 S.P.S. 1-10）	罰金：2 % / 月

※年次決算報告書の商務省への提出の遅れは以下の罰金です。

2ヶ月迄の遅れ：法人 1,000 バーツ 各法人役員 1,000 バーツ

2ヶ月～4ヶ月の遅れ：法人 4,000 バーツ 各法人役員 4,000 バーツ

4ヶ月以上の遅れ：法人 6,000 バーツ 各法人役員 6,000 バーツ